

# ○東京藝術大学附属図書館規則

〔 昭和42年11月16日  
制 定 〕

改正 昭和50年3月12日 平成13年3月26日  
平成16年4月1日 平成25年10月24日

(趣旨)

第1条 東京藝術大学学則第22条の規定に基づき、東京藝術大学附属図書館規則を定める。

(目的)

第2条 附属図書館は、本学の教育、研究及び学習に必要な図書館資料を収集、整理、保存し、本学役職員並びに学生の利用に供するとともに、必要とする学術情報を収集し提供することを目的とする。

(本館及び分室)

第3条 附属図書館は、次に掲げる施設により構成する。

(1) 上野校地図書館本館

(2) 取手校地図書館分室

(運営委員会)

第4条 附属図書館の企画、運営に関する重要事項を審議するため、附属図書館運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関する規則は、別に定める。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、附属図書館の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和42年11月16日から施行する。

2 東京芸術大学附属図書館規則(昭和25年1月25日制定)は廃止する。

附 則(抄)

この改正規則は、昭和50年3月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。